

Report

村井憲朗

Noriaki Murai



貴社の事業承継準備はお済みでしようか?

1 経営者の交代準備

会員企業様におかれましては、経営者が引退したとき、または経営者にもしものことがあつた時に備えた準備はお済みでしょうか? 今回は経営者が後継者に無事に事業を引き継がせるための幾つかある方法のひとつとして、全部取得条項付種類株式の発行をご紹介致します。

2 全部取得条項付種類株式とは?

2種類以上の種類株式を発行する株式会社において、それらの種類株式毎に株式の全部を株主総会の特別決議をもつて取得することができる旨の定款の定めがある種類の株式をいいます(会社法171①、108⑦)。かかる全部取得条項付種類株式は会社が種類株式を発行している場合でないと利用できません。通

常、中小企業では普通株式のみを発行する単一株式発行会社であること殆どですので、まず、株主総会の特別決議原則、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数)によって、定款変更決議として全部取得条項付種類株式の定めを設け、具体的には、種類株式として全部取得条項付種類株式を追加すること、全部取得条項付種類株式を取得する場合の「取得価格の決定方法を定める必要があります。「取得価格の決定方法」は、実際に全部取得条項付種類株式を株主総会の特別決議で取得決議を行つ際に、取得対価の決定方法について何も定めがないとすると、当該株式を有する株主にとって、取得決議に賛成して良いか否かの判断材料がなくなってしまいます。

うため、少なくとも定款で価格の決定方法を定めておくこととされています。ただ、具体的な価格や内容を定める必要はなく、「取得決議時にできる株主の財産状況を踏まえ決定するものとする」などの抽象的な定めでも構わないとされています。次に全部取得条項付種類株式を新たに発行することは株式の種類の追加となること、既存の一部の種類株式について全部取得条項付種類株式とすることは株式の内容の変更となります。次に全部取得条項付種類株式の株主の種類株主総会の特別決議が必要となります。これに対して非なるものとして、取得条項付種類株式があります。こちらの株式は、單一株式発行会社でもかかる

定めを設けることができますが、その定めを設ける際に(種類)株主全員の同意を必要とします。これに対し取得の際には、取得条項を定めた際に定めた一定の事由が発生すると、特に(種類)株主全員の同意や特別決議を経ることなく、会社が株主から株式を取得することができます。こちらには株式買取請求権は認められていません。

3 全部取得条項付種類株式の利用

実際の手順としましては、①現在発行済みの既存株式を全部取得条項付種類株式に変更すること、②既存の株主に対し、保有株式数に応じて新たに普通株式を発行すること、③①で全部取得条項付種類株式に変更した株式を、株主総会の特別決議により決議して会社がこれを取得すること、④取得の対価として無議決権株式を交付すること、以上の四段階の手順を踏むものです。これにより現経営者が取得した議決権制限株式を後継者でない相続人に取得させ、新規に発行された普通株式を後継者に取得させることにより、事業承継を行っています。

この方法によることで、上記②の普通株式の新規発行において、これを有償で行うか、無償で行うか、発行株式数をどのように設定するか、優先配当をどのように設定す

■株式無償割当てによる例			
	経営者	後継者候補	その他の株主
現 状	普通株式 1400株	普通株式 200株	普通株式 400株
普通株式全てを全部取得条項付種類株式へ変更	全部取得条項付種類株式1400株	全部取得条項付種類株式200株	全部取得条項付種類株式400株
既存株数に応じて普通株式を発行	全部取得条項付種類株式1400株 普通株式 1400株	全部取得条項付種類株式200株 普通株式 200株	全部取得条項付種類株式400株 普通株式 400株
全部取得条項付種類株式の取得と引換えに同数の無議決権株式を交付	全部取得条項付種類株式1400株 普通株式 1400株	全部取得条項付種類株式200株 普通株式 200株	無議決権株式 400株 普通株式 400株
普通株式を後継者候補に、無議決権株式をその他の株主に遺贈などの方法で引き渡す	無議決権株式 0株 普通株式 0株	無議決権株式 200株 普通株式 1600株	無議決権株式 1800株 普通株式 400株
引渡し後の議決権割合	0%	80%	20%

4 おわりに

116(1)、さらに価額に折り合ひがつかなかつた当該株主や議決権行使できない株主は取得の対価に行使することができるため、各会社の実情に応じた柔軟な対処をすることが可能となります。また、経営者以外の株主にとっても、原則として把握している専門家にご相談ください。

116(1)、さらに価額に折り合ひがつかなかつた当該株主や議決権行使できない株主は取得の対価に行使することができるため、各会社の実情に応じた柔軟な対処をすることが可能となります。また、経営者以外の株主にとっても、原則として把握している専門家にご相談ください。

るかなど、各点において柔軟な設計が可能であり、設計によっては少ない資金で相対的に無議決権などの議決権制限株式の株式数を多くすることができます。以上からすると、この方法は、経営者がほぼ100%の株式を保有しているか、或いは他の株主が存在しているとしても、それらの者が経営者や後継者候補の意図に賛同している場合、会社に自己資金が比較的多くある場合などに様々な方法をとることができます。

この方法によることで、上記②の普通株式の新規発行において、これを有償で行うか、無償で行うか、発行株式数をどのように設定するか、優先配当をどのように設定す

プロフィール

村井憲朗

むらい のりあき

村井総合法務事務所 所長(司法書士 行政書士 海事代理士)

総合電機メーカーに勤務後、平成24年10月出身地の岐阜市芥見南山に事務所開設。不動産・商業法人登記業務・相続関係業務を中心に140万円以下の民事紛争案件や後見業務、官公署提出書類作成などのワンストップサービスに力を入れ、様々な経験を生かし「依頼者自線」の対応による問題解決をモットーとしている。

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。